

ID: 383

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市立小・中学校の施設の開放に関する規則 第8条		
例 規 番 号	平成17年教育委員会規則第35号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第8条 委員会は、学校教育目的のために使用する必要が生じたとき、又は管理上支障があると認めたときは、許可を取り消し、又は利用を変更し、若しくは制限することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日